

## まえがき

現在わが国で流通している化学物質は工業的に生産されているものだけで数万種に及ぶといわれ、その用途・種類は多岐・多様にわたっていますが、その生産・使用・廃棄の仕方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあるものも数多くあります。また、これらの化学物質の中には、大気、水、土壌等の複数の媒体を通じて、人間や他の生物が長期間にわたってばく露するものもあり、そのような化学物質の挙動や影響については未解明な部分が数多く残されています。

これらの課題に的確に対応していくためには、化学物質が環境汚染を通じて人の健康や生態系に与える影響を生じさせるおそれを「環境リスク」として捉え、その科学的な評価を着実に進めるとともに、未然防止の観点からこれを総体的に低減させる必要があります。

平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画では、化学物質の環境リスク低減対策として、科学的な環境リスク評価を推進することが施策の基本的な方向として示されました。また、平成20年11月には、平成13年4月に本格施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）について、対象となる化学物質の見直し等を内容とする、同法施行令の改正がなされました。さらに、すべての化学物質による人や動植物への悪影響を最小化するための包括的な管理制度の導入などを柱とした「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化学物質審査規制法）の改正案が第171国会に提出されています。このように、化学物質の環境リスクを効果的かつ効率的に評価した上で、環境リスクの低減対策につなげていくことの重要性は一層高まっています。

環境省（旧環境庁）では平成9年4月に環境リスク評価室を設置し、化学物質の環境リスク評価に関する検討を進めてまいりました。平成14年3月にはその成果を「化学物質の環境リスク初期評価 第1巻」としてとりまとめ、それ以降、これまでに第6巻まで順次とりまとめを行い、公表してきました。その成果は、先に述べた、化学物質排出把握管理促進法施行令の改正にも生かされています。

このたび、その後の新たな検討の成果が、平成21年3月に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会での審議を経て、「化学物質の環境リスク評価 第7巻」としてとりまとめられました。とりまとめのための検討に当たっては、前回に引き続き、数多くの研究者・専門家の先生方の絶大なご協力をいただくとともに、独立行政法人国立環境研究所環境リスク研究センターの全面的な協力によって、一層の内容を充実が図られており、化学物質の環境安全性に関する重要な知見を新たに提供できるものと確信しております。

環境省では、この成果を踏まえ、さらに重点的かつ戦略的に化学物質に係る施策を推進していくこととしております。

最後になりましたが、本誌に収録された調査、とりまとめにご協力いただいた多くの研究者、専門家をはじめとした全ての関係の皆様深く感謝の意を表するとともに、本誌が関係各位に活用され我が国の化学物質対策に大いに役立つものとなることをお願いいたします。

平成21年3月

環境省環境保健部環境リスク評価室